

令和7年度第13回
定時総会

令和7年6月10日(火)、
本家山賊鍋本店にて、定時
総会を開催しました。

総会では柏木会長が議長
となつて議事に入り、令和
6年度決算報告、役員選任
案について審議・承認され、
令和6年度事業報告、令和
7年度事業計画・収支予算
について報告がありました。
また、全法連功労者表彰
および県連功労者表彰の伝
達が行われました。

令和7年度功労者表彰

・全国法人会総連合

功労者表彰

浦野 義 弘

(田川法人会)

常任理事として)

・福岡県法人会連合会

功労者表彰

永原 讓太郎

(田川法人会)

理事として)

花 村 究

(田川法人会)

理事として)



役員名簿

(令和7年6月10日現在)

○法人会 役員数 37名
会長…1名 副会長…6名 専務理事…1名 常任理事…9名 理事…18名 監事…2名

会 長	柏 木 正 國	常任理事	今 村 寿 人	理 事	永 原 讓太郎	理 事	杉 原 章 雄
副会長	津 島 潔	”	中 英 治	”	花 村 究	”	中 村 祐太朗
”	桑 野 秀 幸	”	鬼 丸 昌 広	”	亀 川 寿	”	池 田 道 雄
”	鶴 田 達 哉	”	山 崎 照 幸	”	敷 地 雄 介	”	田 中 了
”	梶 原 義 勝	”	中 畑 敬 之	”	鈴 木 誠 士	”	中 村 健
”	井 上 忠 俊	”	香 月 正 美	”	浅 地 裕太郎	監 事	高 橋 保
”	加 納 仁 志	”	中 藤 保 弘	”	大 石 英 之	”	緒 方 理 恵
専務理事	小 畑 政 喜	理 事	星 野 宗 広	”	野 村 幸 生		
常任理事	吉 田 伸 也	”	真 鍋 糸	”	身 吉 英 二		
”	澤 村 清太郎	”	米 丸 明 秀	”	最 所 豊		

○顧問及び相談役

顧 問	山 本 隆	顧 問	亀 川 寿	常任相談役	中 畑 正 人
-----	-------	-----	-------	-------	---------

○委員会委員長・副委員長

総務委員長	吉 田 伸 也	税制委員長	中 英 治	研修委員長	鬼 丸 昌 広
総務副委員長	中 畑 敬 之	税制副委員長	野 村 幸 生	研修副委員長	池 田 道 雄
組織委員長	澤 村 清太郎	広報委員長	今 村 寿 人	厚生委員長	山 崎 照 幸
組織副委員長	浅 地 裕太郎	広報副委員長	最 所 豊	厚生副委員長	香 月 正 美

○青年部会

役員数 15名
部会長…1名 副部会長…4名 運営専務…1名 理事…9名

部会長	永 原 讓太郎	副部会長	森 川 栄 治	理 事	菅 原 和 人	理 事	鈴 木 匡
副部会長	吉 田 伸 也	運営専務	江 藤 健一郎	”	中 畑 敬 之	”	日 高 将 博
”	香 月 太 郎	理 事	沖 本 雄 紀	”	中 村 祐太朗	”	池 田 道 雄
”	浅 地 裕太郎	”	今 村 寿 人	”	櫻 木 浩 一		

○女性部会

役員数 5名
部会長…1名 副部会長…1名 理事…3名

部会長	真 鍋 糸	理 事	荒 木 光 子	理 事	浦 野 多恵子	理 事	小 峠 真奈美
副部会長	竹 下 由美子	”	中 島 ミツ子	”	鬼 丸 真 弓		

着任のごあいさつ



田川税務署長

生 清 博

この度の定期人事異動で、田川税務署長を拝命いたしました生清（なりきよ）でございます。

公益社団法人田川法人会の会員の皆様方には、日ごろから、税知識の普及や納税意識の高揚に努められるなど、税務行政につきましても、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は平成26年より2年間田川税務署で総務課長として勤務して以来、福岡国税局納税者支援調整官、佐賀税務署副署長、酒類業調整官、小倉税務署特別調査官、調査査察部調査課統括官、厳原税務署長を経て、今回10年ぶり2回目の田川税務

署勤務となりました。

当地は豊かな自然と人情味にあふれる地域であることは、前回勤務の経験からも記憶に残っているところであります。特に田川法人会におかれましては、高い組織率を維持しながら、地域社会への熱心な貢献活動などは、国税局などの関係者も強く関心を寄せられておりまして、この度、田川税務署長として勤務する機会に恵まれましたことを大変光栄に思っています。田川法人会及びび会員企業の益々の御繁栄と、会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

令和7年7月の定期人事異動で田川税務署職員が替わりました。

◆お世話になりました

署長

長野 英 征

総務係員

日 高 啓 祐

管理運営・徴収 統括官

百 枝 正 昭

管理運営・徴収 徴収官

仲 島 智 奈

管理運営・徴収 徴収官

平 河 健 太 郎

管理運営・徴収 事務官

久 芳 一 斗

個人課税 統括官

宇 田 紀 子

個人課税 上 席

小 川 侑 紀

個人課税 調査官

平 岡 茂 樹

個人課税 調査官

杉 本 靖 隆

個人課税 事務官

米 原 朋 宏

法人課税 事務官

小 松 那 美

◆よろしく願います

署長

生 清 博

総務課 上 席

野 徳 良 司

個人課税 統括官

茂 元 勇

個人課税 調査官

東 裕 美

個人課税 調査官

花 田 泰 典

個人課税 事務官

吉 浦 隆 成

法人課税 調査官

伊 東 尚 輝

法人課税 調査官

西 田 成 彦

法人課税 事務官

安 部 航 平



〈税務署からのお知らせ〉

令和7年8月から
税務署窓口での納付及び納税証明書の請求は

9時～15時の間に願います



福岡国税局からの重要なお知らせ

郵送による書類の送付先について

- 福岡国税局では、一部の税務署の申告書等の入力や申告内容についての照会文書の発送などの内部事務を、集約して効率的に処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。
- 令和7年7月10日から、下記の9つの税務署を対象に、更に拡大することとしています。

田川署 若松署 行橋署 伊万里署 武雄署 佐世保署 平戸署 吉岐署 厳原署

- 対象税務署管内の納税者の皆様方におかれましては、**税務署に申告書・申請書・添付書類等を郵送でご提出する場合は、下記の業務センターへ送付いただくようご協力をお願いします。**

※ 「内部事務のセンター化」は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありませんので、ご注意ください。

① e-Tax (データ) で提出する場合	▷▷	所轄税務署へ (従来どおり)
② 窓口で提出する場合	▷▷▷▷▷▷▷▷▷▷	所轄税務署へ (従来どおり)
③ 郵送で提出する場合	▷▷▷▷▷▷▷▷▷▷	下記の業務センターへ送付

↓ 令和7年7月10日 (木) 以降の書類の送付先 ↓

福岡国税局

業務センター春日分室

〒816-8616

春日市春日公園 6 丁目 1 番地 6

※ 業務センターは、関係者以外立ち入り禁止となっていますので、申告書や申請書等を業務センターに直接持ち込んで提出することはできません。また、時間外収受箱 (郵便受) も設置していませんので、郵送でご提出ください。

ご留意いただきたい事項

- 税務行政のデジタル化における手続見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。
申告書等を提出の際は、**正本 (提出用) のみ提出 (送付)** していただきますようお願いいたします。
また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。
- **業務センターは、関係者以外立ち入り禁止**となっていますので、申告書や申請書等を業務センターに**直接持ち込んで提出することはできません**。
また、時間外収受箱 (郵便受) も設置していませんので、**郵送でご提出ください**。
- **納税証明書の交付、面接による相談 (※) などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います**。納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「**納税証明請求書在中**」と記載の上、引き続き所轄税務署へ送付をお願いします。
- **電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません**ので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。

※ 面接による相談は、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいております。

事業のお知らせ

第31回チャリティー

ゴルフ大会

期日：令和7年9月26日（金）
場所：鷹羽ロイヤル

カントリークラブ



チャリティー金を非営利団体等に寄付することを目的に、毎年開催しています。

また、企業間の交流を通じて親睦を深めていただくためにも、是非ご参加ください。

※参加ご希望の方は同封の

「チャリティーゴルフ大会開催のご案内」または、

法人会事務局

TEL45・8005まで

ご連絡ください。

【締め切り8月22日（金）まで】

税金クイズ

期日：令和7年11月
土曜日または
日曜日

場所：管内道の駅ほか

参加賞や景品を準備しておりますので、ぜひご参加ください。

※日程・場所が決まりましたら、ホームページにてお知らせします。



昨年の様子

法人会アンケート調査システムにご登録ください

登録は全法連HPから
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

法人会アンケート調査システムとは…?



メールで景況感や法人会活動についての意見等を調査・集約し、法人会事業の参考としています。また、調査結果を全法連HPで公開するとともに、マスコミにも提供し、パブリシティの向上に役立てています。

女性部会・青年部会で

活動してみませんか？

田川法人会 女性部会・青年部会は、次世代を担う子どもたちに対する「租税教室」や「税の絵はがきコンクール」の実施、また地域住民を対象とした「税金クイズ」の実施などの活動を行っています。また、税務署長を講師にお迎えし、毎年、研修会を開催しています。女性部会・青年部会にご加入いただき、地域社会貢献活動を通じて、部会員企業間の交流にご参加ください。

法人会福利厚生制度

法人会の福利厚生制度は、昭和46年企業・経営者を守る「経営者大型総合保障制度」としてスタートしました。会員ニーズに応じて、企業・財産を守る「ビジネスガード」、経営者・従業員を守る「がん保険制度」「医療保険制度」が追加され、多くの企業の方にご契約いただいております。会員企業の自己防衛と福利厚生の充実、そして法人会の円滑な運営のために、情報の提供に努めてまいります。

（厚生委員長 山崎 照幸）

田川法人会ホームページをご利用ください

URL : <https://t-houjin.jp>



田川法人会のホームページでは、税に関する情報、各種研修会・講演会等のご案内、会員サービス、事業報告などを掲載しています。

また、企業の紹介が無料で掲載できます。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

事業報告

税務研修会

12月3日(火)田川青少年文化ホールにて、田川税務署担当官を講師に迎え、「定額減税に係る年調事務について」「スマホ申告について」「キャッシュレス納付について」の研修会を開催しました。

86名の方にご参加いただき、みなさん熱心に聴講されていました。



決算説明会

「決算の手順と
税理士の活用法」

2月6日(木)田川青少年文化ホールにて、九州北部税理士会所属の川上税理士を講師に迎え、雪が舞い散る中、23名の方にご参加いただきました。

わかりやすく、勉強になりましたと、とても好評でした。



租税教室

令和6年5月から令和7年1月に、田川市郡の11校の小学校で租税教室を開催いたしました。

将来を担う子どもたちに税について興味を持っていたくため、今後も租税教育事業の実施に努めてまいります。



後藤寺小学校



田川小学校



今任小学校



金川小学校



弁城小学校



大浦小学校



伊方小学校



金田義務教育学校

消費期限内納付推進運動

田川税務署管内消費期限内納付推進運動連絡会では、期限内納付推進を図る活動を行っています。

令和6年度は、『忘れずに納付してね!みんなの大事な消費税』の横断幕を、田川市内1ヶ所、香春町1ヶ所、福智町2ヶ所、川崎町1ヶ所、及び田川税務署フェンスに設置しました。



女性部会税務研修会

1月24日(金) 田川市の「稚加栄」において、田川税務署から長野署長、福田法人統括官をお招きし、税務研修会を開催しました。

女性部会からは6名が参加しました。研修会では、長野署長より「税務行政のDX」と題してお話いただきました。日常生活のデジタル化が進む中、税務署も「キャッシュレス納付」や「電子申告」など、積極的に取り組んでいかれるとの事。分からない事は何でもご相談くださいと優しくお声かけいただきました。
懇親会でもすつかりうちとけ、みなさん和やかに話され、楽しい時間を過ごしました。

(女性部会長 真鍋 糸)



ペットボトルキャップ・古切手の収集



女性部会では、海外医療協力等に役立てていただくため、ペットボトルキャップと古切手の収集を行っております。3月6日、福智町のリサイクル業者(株)プラテクノマテリアルさんへ、キャップを納入しました。
また、田川税務署、田川商工会議所、直方法人会などの各団体様からもご協力いただいております。
今後も皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

納入数 60,000個
貧困地区の低栄養児10人のミルク10日分相当

クリアファイルの配布

女性部会で「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品を掲載したクリアファイルを、2月12日、13日にて教育委員会を通じて管内の小学6年生へ配布しました。



税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、租税教室を実施した小学6年生を対象に、「税に関する絵はがきコンクール」を行っております。

令和6年度は、金川小、田川小、猪位金学園、真崎小、中元寺小の5校、41名の児童の方に応募していただきました。

12月12日に、田川税務署長、青年部会役員にも参加していただき、最優秀賞、優秀賞を各1作品、税務署長賞、法人会会長賞、女性部会長賞を各2作品選考しました。

ご応募いただいた作品は、田川税務署に展示させていただきます。



▶金川小学校



▶審査の様子



▶猪位金学園

令和7年度税制改正に関する提言

法人会では、「税制改正に関する要望」を作成し、全法連で「令和7年度税制改正に関する提言」としてとりまとめ、政府・政党・地方自治体等に提言活動を行いました。

今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

主な実現事項

*法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

- イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。
- ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

*中小企業投資促進税制

中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

*中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

・中小企業経営強化税制

特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、

器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

- ・先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

*企業版ふるさと納税の適用期限延長

寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。

*相続税、贈与税の納税猶予制度

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。

*「年収の壁」への対応策

- ・所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乘せ）。なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乘せする措置が講じられます（上乘せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円）。
- ・給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。

新春特別講演会

3月18日（火）、元大相撲力士の舞の海秀平氏を講師に迎え、「くし決してあきらめないくし可能への挑戦」と題し、講演会を開催しました。



雨が降ったり、止んだり肌寒い中、開場時間を少し早め、田川法人会柏木会長のあいさつの後、講演会が始まりました。大相撲の一場所（15日間）で、テレビ解説5回・ラジオ解説3回をこなしておられるそうです。

大学卒業後は、地元青森の高校教師に内定していたのですが、卒業を2か月後に控えたある日、関取になる夢を持っていた先輩が20歳の若さで亡くなり、そのことをきっかけに「今しかできないことをやろう」と思い、大相撲の世界に入ったということです。

身長が167cmであったため、入門の合格体格検査（合格基準173cm・75kg）では、あの手この手を尽くしても、なかなか合格出来ませんでした。

最後の手段として、頭部に「シリコンを注入する」という荒手の方法で、角界に入ることができたというエピソードは有名です。

入門後に親方が、「入門が不合格になれば、田舎へ帰り教師をするだろう。しかし、『絶対にあきらめない』姿を見て、入門させた。」と話されたそうです。

『何かに挑戦することは、何かを犠牲にする。何もかも手に入れることはない』という言葉で締めくくりました。

最後は、田川商工会議所の亀川会頭の謝辞で講演会を終了しました。

企業紹介

株式会社太平産業

(第3支部(後藤寺))

弊社は昭和35年、沢村工業の商号で創業し、煉瓦等の製造・運搬を行ってまいりました。

のちに、(株)太平産業に名を改め、現在は公共、民間の土木・建築工事業や、産業廃棄物収集運搬業、セメントの製造にかかわる事業を展開しております。

これからも事業活動を通じて、業界や地域、社会に貢献できるように日々努力を重ね、皆さまに必要な会社としてあり続けるために精進してまいります。



代表者 代表取締役 澤村清太郎
本社住所 田川市大字弓削田3217-1
TEL 0947-42-3006
FAX 0947-42-3106

株式会社7世代先へ

(第10支部(赤池))



代表取締役 日高 将博

私たちは、「先人の技術・知恵を7世代先へつなぐ」ことを使命としています。

その想いを形にするため、以下の3つの事業を柱としています。

- *メディア・広報支援事業
- *次世代人材育成・研修事業
- *地域資源を活用した企画・運営事業

【具体的な取り組み】

*メディアで、地域の今を未来へつなぐ。
ウェブメディア「筑豊経済新聞」では、地域の素晴らしい人々や活動取材し、その価値を記録・発信することで、現代の知恵を未来への資産としてつないでいます。

*自然体験で、生きる知恵をつなぐ。

私たちが自ら放置竹林を開拓した「7世代キャンプ」では、企業研修などを実施。自然との対話を通じて、人が本来持つ「生きる力」や「協調性」を引き出すお手伝いをしています。

*地域資源で、人と人をつなぐ。

「あがのレモン収穫祭」をはじめ、地域の宝である資源を活かした企画を運営。都市と農村の交流を促進し、文化や技術が世代を超えて受け継がれる場を創出しています。

地域に眠る価値ある資源や知恵を発掘し、未来へつなぐ架け橋となるため、まだ知られていない地域の魅力や素敵な方がいらっしゃいましたら、私たちに知らせてください。共に、豊かな未来を創造していきましょう。



代表者 代表取締役 日高 将博
本社住所 田川郡福智町市場1908
TEL 090-3662-8275
URL 7世代キャンプ <https://www.7sedai.com/>
筑豊経済新聞 <https://chikuho.keizai.biz/>



事務局からお願い

令和7年度年会費納付のお願い

令和7年度年会費未納の方は、左記いずれかの口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

記

(公社)田川法人会 名義	普通預金	口座番号
田川信用金庫西支店	〃	33203
福岡銀行後藤寺支店	〃	1105011
〃 伊田支店	〃	1201446
〃 川崎支店	〃	763427
〃 添田支店	〃	999345
〃 金田支店	〃	1018345
西日本シティ銀行東田川支店	〃	604967
〃 田川支店	〃	953745

※会費の納付については、預金口座からの自動振替をお願いしております。手続きに関しては、事務局までご連絡ください。

○法人の名称・所在地・代表者氏名・電話番号等の変更が生じた時は、事務局までご連絡ください。

事務局
TEL 44581005
FAX 44581005

法人会会員向け貸倒保証制度

制度概要

法人会専用に設計された団体取引信用保険で、全国各地の都道府県法人会連合会が保険契約者、法人会会員企業の皆様が加入者(被保険者)となる団体契約です。

貸倒保証制度とは

貴社お取引先(債務者)の法的整理事由の発生、または履行遅滞の発生により売上債権が回収できない場合に貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーする制度です。

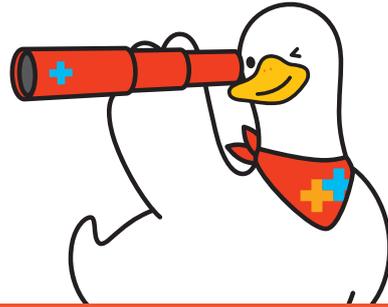


詳しくは… 田川法人会ホームページ<http://t-houjin.jp/>のこちらをご覧ください。

法人会会員向け
貸倒保証制度



資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。

⚠️ 保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

選ぶ

将来、必要な保障にあわせて
ご希望のコースを選択できます

介護

死亡

医療

年金

※コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

無告知で

加入時も、将来コースを選択する際も、
健康状態に関する告知は不要です

※今までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中のお申込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合は、「介護重点保障コース」への変更はできません)。

◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社



アフラック

北九州支社 〒802-0005 北九州小倉北区堺町1-2-16十八銀行第一生命共同ビル8F

法人会用フリーダイヤル ☎️ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



P24157 AFアツ課-2024-0319-2507003 7月12日



重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。



福岡支社/福岡県福岡市中央区西中洲12-33
TEL 092-711-9386



北九州支店/福岡県北九州市小倉北区堺町2-3-31
TEL 093-511-3821

F-2019-1016(2019年8月27日)
19-073026 2021-8